



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト リ ド ー ル
(コード番号 3397 東証第一部)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 栗 田 貴 也
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 小 林 寛 之
TEL : 078-200-3430

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 提案の理由

- (1) 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該変更のために定款の一部を変更するものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第26条（取締役の責任免除）第2項の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、現行規定内容を明確にすることその他の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第 4 条 当 会 社 に は、株 主 総 会 お よ び 取 締 役 の ほ か、次 の 機 関 を 置 く。 1. 取 締 役 会 2. <u>監 査 役</u> 3. <u>監 査 役 会</u> 4. 会 計 監 査 人 第 5 条 ~ 第 16 条 (条 文 省 略)	(機 関) 第 4 条 当 会 社 に は、株 主 総 会 お よ び 取 締 役 の ほ か、次 の 機 関 を 置 く。 1. 取 締 役 会 2. <u>監 査 等 委 員 会</u> (削 除) 3. <u>会 計 監 査 人</u> 第 5 条 ~ 第 16 条 (現 行 ど お り)



現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、7名以内とする。	(取締役の員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、7名以内とする。
(新 設)	2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(取締役の選任方法) 第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。	(取締役の選任方法) 第18条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
2～3 (条文省略)	2～3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。	(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	2 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
(取締役会の招集手続) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集手続) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
(取締役会の決議の省略)	(取締役会の決議の省略)



現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる取締役に限る）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役（取締役であったものを含む）の同法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役への業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程) 第28条 <u>取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第27条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除) (削 除)</p>
<p>(監査役の選任方法) 第28条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) <u>第30条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集手続) <u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) <u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>(監査役の報酬等) <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) <u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第29条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を、監査等委員会の決議をもって選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集手続) <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法) <u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第35条～第36条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約) 第38条 当社は、会計監査人との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。</u></p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 (条文省略) 2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(監査等委員会規程) <u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約) 第36条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p><u>3 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役であったものの同法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成37年6月26日をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成27年6月26日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成27年6月26日

以 上